

1 1 月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月16日（木）午前10時～10時35分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、
正司 浩幸、磯部 恵子、村田 信男、河村 守浩、
関谷 利彦、原野 英雄、富永 茂巳、野村 文雄、
阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二、大草 知子
・・・（18人）
4. 欠席委員 （0人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 事業計画変更承認について
議案第6号 許可取消申請について
議案第7号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第8号 宇部農業振興地域整備計画（案）について

第3 報告事項
報告第1号 農地法施行規則第29条に該当する転用届について
6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、11月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は18人です。
本日の議事は、議案第1号から第8号までの付議事項21件及び報告事項1件です。
本日の議事日程ですが、議案第8号について宇部市農業振興課から担当者の出席がありますことから、最初に議案8号から御審議をお願いします。
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中18人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。旧市地区の江本委員、厚南地区の河崎委員をお願いします。なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長： それでは、これより議事に入ります。
ただ今、事務局から報告がありましたとおり、議案第8号、宇部農業振興地域整備計画（案）について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は別紙となります。本件について事前質問はありませんでした。内容については、議案書に記載のとおりです。農業振興地域整備計画変更の必要が生じた場合、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を聴くものとされていることによるものです。具体的な内容の説明は、宇部市農業振興課にお願いしたいと思います。

議長： それでは、補足の説明等、発言を許可しますので、農業振興課からお願いします。初めに職名と氏名を述べてから、説明をお願いします。

農業振興課： 宇部市農業振興課 主幹の富田です。よろしく申し上げます。
宇部市では「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域整備計画を策定していますが、前回の見直しが平成20年度で15年経過していることから、この度同計画を見直そうとするものです。
なお、この計画見直しは昨年度から業務を行っており、昨年度は、農業者に対するアンケート調査の実施・集計、また、基礎調査資料を作成しました。
基礎調査資料は過去に実施してきました生産基盤整備の実施状況、ため池や水路整備等の実施状況、農業近代化施設（国庫事業を活用したライスセンターや荒茶加工施設、農業用機械等）の整備状況を記載しています。
近年では平成21年から22年にかけて整備した万倉にあります楠こもればの郷を記載しています。
次に整備計画書（案）ですが、この整備計画の作成にあたり、県、市、JA等担当職員で構成される農業振興会議での意見や、特に基盤整備事業、ため池の整備事業の担当課である市の農林整備課をはじめ市関係各課の意見等を反映させて作成しています。
また、事前に県に計画（案）を確認していただき、指示、意見をいただき、反映したものを（案）としてお示ししています。
整備計画には万倉西奥における基盤整備事業計画や厚東、万倉地区等におけるため池等の整備事業計画を記載しています。国の事業を活用した近代化施設の整備事業の記載はありませんが、今後必要が生じた時点で随時事業実施します。
農用地利用計画（案）について、農用地区域の設定基準は、10ha以上ある集団農用地やほ場整備事業等の実施区域内の農地、農業用施設農地や農業振興上確保する必要のある農地とされています。
編入については、ほ場整備実施区域内や中山間地域直接支払実施予定農地ですが、該当はありません。
除外については、「（2）農用地区域から除外しようとするもの」の表を御覧ください。
法第10条第3非該当で「山林原野化している土地である等の農業上の利用の増進が図られない土地であるもの」がこの表です。
宇部市全体で、4,895,748㎡の除外となります。筆数にしますと6,694筆、宇部市全体の農地に占める割合は約12.4%です。付図では赤で塗った場所が、除外の予定地で山林原野化している農地です。
なお、農業者に影響の無いよう、農地の集団を損なう・分断するような箇所は対象としていませんし、中山間地域等直接支払制度などの対象農地は除外していません。
下の表の法第10条第4項に基づく住宅地予定の農地が4件、約0.17haです。これらは除外要件を満たし、県の事前の了解を得ています。

なお、今説明しました整備計画の見直しにあたり、JAや農業委員会、森林組合や土地改良区等関係機関の代表者等で構成された宇部市農業振興地域協議会での審議をし御意見を頂きながら業務を進めてきました。また、定期的に県との協議・調整を進めてきたところです。

さらに、本日は農業委員会定例総会での審議をいただいておりますが、現在、農振法施行令に基づき、農業協同組合、カルスト森林組合、土地改良区に意見聴取の手続きを行っています。

今後のスケジュールについて関係機関の意見が整いましたら、県に事前相談し、30日間の公告縦覧、15日間の異議申し立て等、農振法で定められた手続きを踏まえ、県と協議して今年度中の策定を計画しています。

説明については以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長： はい。ありがとうございました。この件につきましては地区協議会で説明していただいております。本件について質問や意見等ありますか。
質問ですが、次の見直しはいつ頃ですか。

農業振興課： はい。特に決まりというのはありませんが、5年から10年にかけて見直しとなっていますので、5年から10年後ということになると思います。

議 長： わかりました。
今回は見直しの期間が長いので、宇部市の農地の約12%、13%弱位を農用地から外すという形になっており、ちょっと少ないかなという気もします。
これから先、離農する人が増えてくるのではないかと考えられますが、それらに対する対策というのは何かありますか。

農業振興課： 市としまして、耕作放棄地対策、担い手の育成、スマート農業の導入など、いろいろなものを通じて農地の確保に努めたいと思います。

議 長： はい、ありがとうございます。
採決に入ります。議案第8号の宇部農業振興地域整備計画（案）について、意見なしで承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、議案第8号の宇部農業振興地域整備計画（案）については、当委員会としては意見なしとします。
農業振興課の富田さん、ありがとうございました。終わりますので退室をお願いします。

（農業振興課退出10：15）

議 長： 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの東岐波地区の議案43番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。本件は申請地の一部に住宅が建築され宅地となっており、許可要件を満たしていないと考えられ、地区協議会においても許可対象にはならないという意見をいただいております。

議 長： 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議 長： 事務局説明のとおり、申請地の一部が宅地となっており、地区協議会の判断も許可の対象とならないとのこと。東岐波地区よろしいですか。

正司委員： はい。

議 長： 採決に入ります。本件については、許可についてではなく不許可とすることについて採決いたしますので、お間違いのないようによろしくお願いします。
東岐波地区の1件について不許可とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、43番は不許可とします。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページの西岐波地区の議案44番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 西岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか。

村田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、44番は許可します。
次に、議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は5ページの旧市地区の議案、4番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか。

内山委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、4番は許可します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は7ページから12ページまでの旧市地区の議案121番から123番までの3件です。

3件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 旧市地区よろしいですか。

内山委員： はい。

議長： 採決に入ります。旧市地区の3件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、121番から123番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は13ページ、15ページの厚南地区の議案124番、125番について説明します。訂正表にありますとおり、13ページの議案124番の転用目的に訂正があります。

2件について事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。なお、124番については関連して議案第5号事業計画変更の10番が併せて提出されていますので、申し添えます。

議長： 厚南地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 厚南地区よろしいですか。

河崎委員： はい。

議長： 採決に入ります。厚南地区の2件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、124番、125番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は17ページの東岐波地区の議案126番について説明します。本件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか。

正司委員： はい。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、126番は、許可します。
次に、議案第4号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は19ページから30ページの議案51番から56番までの6件です。訂正表にありますとおり、29ページの議案56番の所在地に訂正があります。いずれの議案も事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第5号、事業計画変更申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は31ページ、33ページの議案10番、11番の2件です。訂正表にありますとおり、31ページの議案10番の変更後事業計画に訂正があります。2件について事前質問はありませんでした。

議案10番について、先に説明しました議案第3号転用許可申請の124番に関連して、事業用地を目的に許可を受けたものの資金調達が難航し、譲受人から申し出もあったため、譲受人が事業継承者として、事業用貸地を整備することとして事業計画を変更することから、所要の手続きを行うものです。

議案11番について、資材置場及び駐車場を目的に農地法第5条の許可を受けたものの、取引先の減少により一部のみの転用となっていたところ、取引量の増加に伴い当初計画通り転用することとして工事期間を延長することから、所要の手続きを行うものです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは採決に入ります。本件について承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。
次に、議案第6号、許可取消申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は35ページ、37ページの議案2番、3番について説明します。
2件について、事前質問はありませんでした。
議案2番について、太陽光発電設備設置を目的に許可を受けたものの、申請時に予定していた進入路、発電量等が設置条件に合致しなくなっていることから、許可取消申請書が提出されたものです。
議案3番について、議案2番に関連するもので、太陽光発電設備設置に伴う通路、資材置場を目的に許可を受けたもので、太陽光発電設備への転用許可取消申請とあわせて許可取消申請書が提出されたものです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： それでは採決に入ります。本件について承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、2件について承認することとします。
次に、議案第7号、農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は39ページから45ページまでです。
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
東岐波、二俣瀬、船木、吉部の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第7号は原案どおり決定します。
付議事項は終わりました。次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は1件あります。
報告第1号、議案書は47ページです。

小野地区に所在する農地所有者から、農地法施行規則第29条に該当する転用について1件届出がありました。農業用倉庫を設置するもので、転用目的が200㎡未満の農業用施設に該当することから受理するものです。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程等について連絡)

議 長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、11月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:35)